

ひとり親世帯でない方へ

子育て世帯生活支援特別給付金(その他世帯分)のご案内

子育て世帯の支援のため、**新たな給付金**を支給します!

1 支給対象者

①②の両方に当てはまる方(※ひとり親世帯分の給付金を受け取った方を除く)

① 令和3年3月31日時点で**18歳未満の児童**(障害児(特別児童扶養手当対象者)は**20歳未満**)を養育する父母等 (令和4年2月末以前に生まれた新生児等も対象)

② { 令和3年度 **住民税が非課税**の方
または
令和3年1月以降の収入が急変し、**住民税非課税相当**の収入となった方

2 支給額

児童1人当たり **5万円**

3 申請等

I. 令和3年4月分の児童手当または特別児童扶養手当の受給者で住民税非課税の方

▶ **申請不要** 令和3年7月下旬以降順次、児童手当または特別児童扶養手当の支給口座に振込み

II. 上記以外の方(例.高校生のみ養育している方や収入が急変した方で住民税非課税(相当)の方)

▶ **申請が必要**

▶ 申請書と添付書類(問合せいただくか、市HPをご覧ください)を窓口に直接または郵送で御提出

▶ 申請内容を確認及び審査の上、申請の翌月に振込み

住民税の非課税相当限度額

| 世帯の人数 | 世帯構成の例 | 非課税相当収入額 | 非課税相当所得額 |
|-------|----------|------------|------------|
| 2人 | 夫(婦)+子1人 | 1,560,000円 | 1,010,000円 |
| 3人 | 夫婦+子1人 | 2,057,000円 | 1,360,000円 |
| 4人 | 夫婦+子2人 | 2,557,000円 | 1,710,000円 |

※「世帯の人数」は、申請者本人・同一生計配偶者(前年の収入金額103万円以下の方)・扶養親族(16歳未満の方を含む)の合計人数

! 「子育て世帯生活支援特別給付金」の**“振り込め詐欺”や“個人情報の詐取”**にご注意を!
ご自宅や職場などに都道府県・市区町村や厚生労働省(の職員)などをかたった不審な電話や郵便があった場合は、お住まいの市区町村や最寄りの警察署、または警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。